

【令和7年度介護保険集団指導会、奥州市説明事項】

- (1) 電子申請・届出システムについて 《資料1》
- (2) 運営指導について 《資料2》
- (3) 事故報告について 《資料3》
- (4) 高齢者虐待防止について 《資料4-1》
  - ・養護者による高齢者虐待対応について 《資料4-2》

## 【電子申請・届出システムについて】

当市におきましては、令和7年8月1日から本システムを用いた申請・届出の受付を開始しておりますので、以下の内容をご確認の上、ご利用ください。

本システムは、画面上で直接、様式・付表（一部、対象外の様式あり）のウェブ入力ができるとともに、添付資料もシステム上で一緒に提出することができるため、介護事業所側の申請届出のための負担が大きく削減されることが期待されます。

ぜひ、申請届出の際には、このシステムを積極的にご活用願います。

## 1 受付開始時期

| 申請届出     | 受付開始日    | 備考              |
|----------|----------|-----------------|
| 新規指定申請   | 令和7年8月1日 | 令和7年11月1日以降、指定分 |
| 変更届出     | 令和7年8月1日 |                 |
| 指定更新申請   | 令和7年8月1日 | 令和7年11月1日以降、更新分 |
| その他申請届出  | 令和7年8月1日 |                 |
| 加算に関する届出 | 令和7年8月1日 |                 |

## 2 利用方法のご紹介

このシステムは以下のリンクより接続可能です。また、本システムの操作方法については、以下リンクに掲載されている「操作説明書」をご覧ください。

⇒厚生労働省「電子申請届出システム」ホームページ：

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※奥州市ホームページでも「電子申請届出システム」について掲載しています。

<https://www.city.oshu.iwate.jp/kaigo/jigyosha/1/2/16256.html>

【運営指導について】

〈令和6年度運営指導結果〉

1 実施事業所

|                      |      |
|----------------------|------|
| 地域密着型サービス事業所         | 8事業所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所       | 2事業所 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業支援事業所 | 2事業所 |
| 介護予防支援事業所            | 5事業所 |

2 指摘事項等

- ・人員基準は厳守すること。基準を満たすことが出来ない場合は、減算の措置をとること。
- ・加算要件を確認して適切に実施すること。

※介護給付費適正化事業の一環として、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」で確認を行っている。

〈令和7年度運営指導実施計画〉

1 実施予定事業所

|                      |      |
|----------------------|------|
| 地域密着型サービス事業所         | 7事業所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所       | 1事業所 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業支援事業所 | 3事業所 |
| 居宅介護支援事業所            | 2事業所 |
| 介護予防支援事業所            | 2事業所 |

2 重点指導項目

(1) 非常災害対策及び感染症対策について

令和6年度から、業務継続計画未算定減算が新設されたことから、必要な措置が講じられているか確認

(2) 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について

令和6年度から、高齢者虐待防止措置未実施減算が新設されたことから、必要な措置が講じられているか確認

(3) 「書面掲示」規制の見直しについて

令和7年度から、運営規程の概要等の重点事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないとされたことに伴う確認

【事故報告について】

○ 事故報告の留意事項

介護保険施設等において介護サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされております。

しかしながら、近年、入所者のご家族等から、「事業所等からの連絡が遅い。」など事故報告に関する相談苦情が市へ寄せられることがありますので、事故が発生した場合は、入所者のご家族等へ速やかに連絡をするようお願いいたします。

○ 事故報告書の報告期限

第一報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出願います。

○ 事故報告の様式は、奥州市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）と奥州市ケア倶楽部に掲載しておりますので、ご活用ください。

○ 令和6年度介護保険事故報告件数一覧（奥州市受理分）

| サービス種別                     | 報告<br>件数 | 事故の原因及び種類  |     |    |                  |              |                  |     |     |
|----------------------------|----------|------------|-----|----|------------------|--------------|------------------|-----|-----|
|                            |          | 骨折         |     | 裂傷 | 打撲・<br>捻挫・<br>脱臼 | 窒息<br><br>誤嚥 | 失踪<br>(無断<br>外出) | 感染症 | その他 |
|                            |          | 転倒<br>(転落) | その他 |    |                  |              |                  |     |     |
| (介護予防) 通所介護                | 12       | 2          | 0   | 1  | 3                | 1            | 0                | 1   | 4   |
| 介護老人福祉施設（地域<br>密着型含む）      | 97       | 26         | 20  | 13 | 13               | 3            | 0                | 10  | 12  |
| 介護老人保健施設                   | 20       | 9          | 5   | 0  | 1                | 2            | 0                | 2   | 1   |
| 有料老人ホーム（養護老<br>人ホーム・サ高住含む） | 11       | 7          | 0   | 1  | 0                | 0            | 0                | 2   | 1   |
| (介護予防) 短期入所生<br>活介護        | 13       | 2          | 1   | 0  | 2                | 1            | 0                | 1   | 6   |
| (介護予防) 認知症対応<br>型共同生活介護    | 38       | 15         | 3   | 3  | 4                | 1            | 2                | 7   | 3   |
| (介護予防) 小規模多機<br>能型居宅介護     | 2        | 1          | 1   | 0  | 0                | 0            | 0                | 0   | 0   |
| 合計                         | 193      | 62         | 30  | 18 | 23               | 8            | 2                | 23  | 27  |

【高齢者虐待防止について】

〈養介護施設従事者等に関する説明事項〉

○ 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。(高齢者虐待防止法第20条)

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています。(高齢者虐待防止法第21条第1項) これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務(同条第3項)と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課されていることを意味します。

○ 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進(省令改正)

令和6年4月から、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく、高齢者虐待防止措置を義務とし、令和6年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算\*が導入されております。

\* 居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

○ 身体拘束廃止未実施減算について

・ 短期入所系サービス、多機能型サービス(令和6年度介護報酬改定にて新設)

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算することとなります。(経過措置期間は、令和7年3月まで)